

令和4年度 第2回学校関係者会議次第

令和5年3月9日（木）

13:30～14:30

1 校長あいさつ

2 議題

(1) 新カリキュラム 来年度からの新しい取り組み

(2) 新たな学校評価の取り組み

(3) 令和4年度卒業生と令和5年度入学試験 受験者の状況について

3 意見交換

4 その他

(資料)

令和4年度学校関係者会議出席者名簿

資料1 新カリキュラム来年度からの新しい取り組み

資料2 新たな学校評価の取り組み

資料3 令和4年度卒業生と令和5年度入学試験 受験者の状況について

令和4年度第2回学校関係者会議 議事録

R5.3.9(木) 13:30~14:35
オンライン会議

1 新カリキュラム 来年度からの新しい取り組みについて

Q A委員 新カリキュラムによるICT教育について、教職員をサポートする体制が重要である。サポート体制の状況や県の助成について、お聞きしたい。

A 当方 昨年度以降、研修を受講するなどして、準備してきた。ただ、iPadの具体的な操作など、やってみないとわからないところはある。
県からの支援については、必要な予算の相談があれば、対応していきたい。
また、県庁内のデジタル基盤課につなげることもできる。

Q A委員 ICT教育は、既に多くの大学でスタートしており、こうした大学と連携されはどうか。

A 当方 大学との連携は難しいが、他の看護学校との連携を図りながら、進めていきたい。
A 委員 マスマネジメントを活用することも検討してほしい。

Q B委員 新カリキュラムの多職種連携として、病院実習で対象とした患者が退院した場合、退院後訪問に同行することはどうか。また、訪問看護の場合の保険はどうなっているか。

A 当方 退院後訪問については、1人の入院患者が、どのように地域に帰られていくのかが学べる機会として有難い。保険については、傷害保険に入っている。

Q A委員 新カリキュラムによって、座学が減っていくと思うが、知識面の補完として、eラーニングを活用してはどうか。

A 当方 ご意見のとおり、自主的な予備学習が重要であるため、学習支援ソフトを導入していくとしている。自宅で看護技術の動画を見たうえで実習参加するなど、家庭での学習が可能である。

C 委員 ICT教育について、小中高校を通じて、1人1台が端末を持っての学習になってきており、これを断裂しない意味で重要である。ポータルサイトやアドレスなどの条件整備も行ってほしい。

D 委員 新カリキュラムによって、いろんな看護の場を学生の頃から学べることは良い。

2 学校評価の取り組みについて

Q B委員 学校評価について、膨大で、大変なのではないか。

A 当方 膨大な作業となるが、評価方法を体系化し可視化していくことが必要と考えている。

Q E委員 学校評価において、卒業生の評価も入ることだが、現場のスキルを積む中で、論文作成が弱くなっている。どうしていったらよいかと思う。

A 当方 状況を共有しながら、連携していきたい。

3 入学試験の受験者について

Q B委員 第二看護学科の学生が減少していることについて、ニーズが小さいということか。

A 当方 第二看護学科の学生減少については、大学進学率が伸びていること、沿岸部の学校に集中していること、通信教育で取得していることなどが原因になっている。こうしたこと踏まえて、学生確保の工夫をしていきたい。

新カリキュラム 来年度からの新しい取り組み 領域横断実習とICT教育

令和5年3月9日（木）
令和5年度 学校関係者会議

看護師基礎教育の基本的考え方 ～第5次改正で示されたこと～

- 1 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
- 2 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
- 3 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
- 4 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
- 5 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
- 6 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
- 7 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

本校の新しい教育課程の概要

1 教育理念

看護師を養成する広島県内唯一の県立の専門学校として、地域住民の健康の回復や保持増進に寄与できる人間性豊かな看護専門職として、地域で活躍できる看護師を養成する

2 教育目的

人間を一人の人として尊重し、社会に生活する人間の身体と心の理解を深め、その個別性に応じた看護を倫理に基づき実践できる基礎的能力を育成する。

3 教育目標

- (1)対象を全人的に理解し、援助的関係を形成しながら、倫理的な看護実践ができる能力を養う。
- (2)根拠に基づいた個別的な看護実践ができる能力を養う。
- (3)健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかる能力を養う。
- (4)保健医療福祉チームにおける多職種との協働ができる能力を養う。
- (5)看護専門職として看護の質の向上のために研鑽し続ける基本的能力を養う。 3

ディプロマ・ポリシー (専門士の称号授与の方針・学生の学習成果の目標)

看護師の実践能力	構成要素	卒業時の到達目標
I群 ヒューマンケアの基本的な能力	A.全人的な対象の理解	1.看護の対象者は成長発達しながら個別の生活を営む存在と捉え、身体的、精神的、社会的側面から総合的に理解できる。
	B.倫理的な看護実践	2.看護職としての倫理観を持ち、対象者の尊厳を守る行動や対象者及び家族の希望や価値観を受けとめ最善の看護を考え実践している。
	C.援助的関係の形成	3.対象者のニーズや思いを引き出し、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションが取れる。 4.人と人との相互関係の中で看護者として自分の思考や行動を客観的に振り返ることができる。
II群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力	D.科学的根拠に基づいた個別的な看護実践	5.看護者の気づきから健康状態のアセスメントをするための系統的な情報収集ができ、対象に起きてている状況を多方面から分析・解釈・統合し看護の優先順位を判断できる。 6.根拠に基づいて健康課題の解決に向けた看護の方向性や具体的な計画を立案し、安全・安楽・自立に留意しながら看護を実施できる。
III群 健康の保持増進・疾病の予防、健康の回復にかかわる能力	E.健康段階に応じた看護実践	7.各健康段階における看護の特徴をふまえて、対象者の健康段階をアセスメントしながら看護の実践ができる。 8.健康課題を持ちながらもその人らしく過ごせるよう、生活の質（QOL）の維持・向上に向けて支援できる。
	F.発達段階（成長発達）に応じた看護実践	9.胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに対象者の理解を深めた看護の実践ができる。
IV群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力	G.看護専門職の役割と責務	10.看護専門職としてチーム医療における多職種連携の重要性や看護者の役割を理解し、チームで連携・共有・検討を繰り返しながら看護を実践できる。
	H.保健・医療・福祉チームにおける多職種連携との協働	
	I.地域包括ケアシステムにおける看護の役割	11.(県北) 地域をとりまく地域包括ケアシステムの現状を知り、多様な場における看護の機能と役割について理解できる。
V群 専門職者として研鑽し続ける基本能力	J.主体的・継続的な学習し続ける能力	12.看護実践を内省する力を高め、科学的根拠に基づいた知見を活用し、よりよい看護を追求し続ける態度を身に附けている。

看護師の実践能力Ⅳ

ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力の育成

現行カリキュラム

- ・地域での実習時間 約15%

<実習先 専門領域→施設>

- ・訪問看護ステーション（在宅）
- ・老人保健施設（老年）
- ・保育所（小児）
- ・障害児入所施設（在宅）
- ・障害者就労支援施設（精神）

新カリキュラム

⇒ 約30%に増

<各世代の多様な支援の場へ>

- 小児から成人、高齢者まで

各世代の支援の場

- 外来での実習（成人・老年、小児、母性）

- 地域の健康又は虚弱な人への支援

の場（地域で生活する小児の看護、

生活療養の場の高齢者の看護）

- 地域の障害のある人への支援の場

（障害をもちながら地域で生活する人の看護、
領域横断実習）

対象者の特性の理解を基盤に、地域での包括的かつ継続的な看護を学習できるよう、複数の領域を横断した実習を設定。

現行カリ
看護の領域毎に学ぶ

- ・障害児入所施設
(在宅看護論)
- ・障害者就労支援施設
(精神看護学)

実習のねらい

各看護学領域が目標・方法を作成

新カリ) 障害のある人の看護をテーマに
世代毎で、横断的に学ぶ（領域横断実習）

- ・児童福祉
身体・知的
障害児福祉
(小児看護学)
- ・障害者福祉
(身体、精神、知的障害者福祉)
訓練等の給付の場
地域生活支援事業
(精神看護学)

(地 域 ・ 在 宅 看 護 論)

小児～

成人～高齢者

実習のねらい

地域在宅看護論・小児看護学・精神看護学の3つの領域が担当し、協働して目標・方法を作成
学習内容の一本化と重複の解消

科目名

「障害を持ちながら地域で生活する人の看護」

- 2単位 70時間
- 学習内容

身体・精神・知的障害等、さまざまな障害のある人をありのまま理解し、障害の特徴を踏まえた社会福祉サービスの仕組みと実際を知り、必要な支援を考えるための基礎的能力を習得する。

- 1 障害のある人のありのままの理解
- 2 障害が及ぼす日常生活や社会生活への影響
- 3 障害に応じた社会福祉サービスの実際と課題
- 4 障害に応じたコミュニケーションの工夫や支援の実際

- ・障害のある人をありのまま理解し、障害の特性から日常生活や社会生活においてどのような支援が必要なのか、理解できるようにしていきたい。
- ・現在はどのような互助・共助・公助があるのか知り、地域包括ケアや社会福祉・社会保障の理解、地域共生社会の実現に向けた社会の在り方について考えさせたい。
- ・実習を通じて、看護の役割について考えさせたい。
- ・学習進度は、基礎看護学実習の次に配置。

»病院実習前の、2年次に実習
»対象の特性・多様性の理解や支援の理解の幅を広げる。
»社会保障・社会福祉の理解
»地域での看護の役割の理解



健康な子ども→保育所
虚弱となられた高齢者→高齢者施設
障害のある人の看護→領域横断実習
病院：外来での実習

医療機関や訪問看護ステーションでの実習へ

臨地実習の概要 (第一看護学科)

専門領域	科目名	単位数	時間数	進度	実習場所
基礎看護学	看護の基本となる実習	2	90	1年次	病院 (病院・外来など)
	看護過程の展開実習	2	65	2年次	病院 (病棟)
地域・在宅 看護論	地域・在宅での訪問看護の実際	2	90	3年次	訪問看護ステーション等
	地域・在宅での療養生活	1	45	3年次	地域 (在宅)
成人・老年 看護学	慢性期・終末期にある患者の看護	2	90	2年次	病院病棟・外来
	急性期・回復期にある患者の看護	2	90	3年次	病院 (病棟)
	クリティカルな状況にある患者の看護	1	45	3年次	病院 (OP・急性期病棟)
老年看護学	生活療養の場の高齢者の看護	2	75	2年次	高齢者施設
小児看護学	地域で生活する小児の看護	1	45	2年次	保育所等
	健康障害のある小児の看護	1	45	3年次	病院 (病棟・外来)
母性看護学	母性看護学実習	2	75	3年次	病院 (病棟)
精神看護学	精神に障害のある人の看護	2	90	3年次	病院 (精神科病棟)
看護の統合と実践	総合実習	2	90	3年次	病院 (病棟等)
(領域横断)	障害をもちながら地域で生活する人の看護	2	70	2年次	障害児施設、就労支援施設等

ICT教育の推進の背景

- 「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」

(令和2年12月「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」)

- 小・中・高校の学校指導要領の改訂 (GIGAスクール構想の推進)
- 医療現場におけるDXの推進
(現場の効率化、遠隔診療、診療のネットワークの構築等)



内閣府HPより

本校のICTを活用するための基礎的能力とは？

○ ICT活用能力を活かして、育てたい学生像

- ① ICTを活用するための基礎
- ② 電子媒体を使った学習方法の習得
- ③ 科学技術の進歩に基づいた情報の活用
- ④ 対象の情報収集能力に合わせた看護実践
- ⑤ 情報活用能力を基盤とした看護専門職としての生涯学習
- ⑥ 看護専門職として、多職種と協働できるための情報活用

本校の教育の特徴に合わせた、 ICTの基礎的能力の獲得に向けた活動

- 令和5年年度入学生から、1人1台のタブレット端末を準備（iPad：入学生個々が購入）
- タブレット端末にインストールされた電子書籍で学習する。
- 端末の操作方法は、入学時から行う。
- 情報セキュリティポリシーの指導 入学時から行う
- 電子媒体の強みを生かした授業方法の実践
- 授業支援システムの活用 来校が困難な講師・学生へのオンライン講義
- 学習支援システムの活用 個別の学習を支援（国家試験対策、看護技術の動画の視聴）、電子でのレポート
- 授業方法の改革 WEBでの調べ学習、
事前学習を活かした授業（反転学習）
- 医療現場でのDXの実際を知る。見学する（遠隔診療、訪問看護等）

新たな学校評価の取り組み

概要

第一看護学科は令和4年度から、第二看護学科は令和5年度から新カリキュラムが開始される。学校評価として、厚生労働省が作成した「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」に基づいて行ってきたが、新カリキュラムの開始にあたり評価項目の見直しや学生、卒業生の評価等も導入し、実際の教育が教育目標をどの程度達成したか、また達成しつつあるかを見極め、それを次の教育活動へフィードバックすることで、教育活動の向上を目指して再計画し、実施し、再び評価するという継続的な仕組みを構築したいと検討案を作成した。

検討案

○令和5年度の検討内容

1. 看護師養成所の自己点検・自己評価の評価項目の見直し(継続)

図1の「I～IX」のカテゴリーに対する評価項目の決定

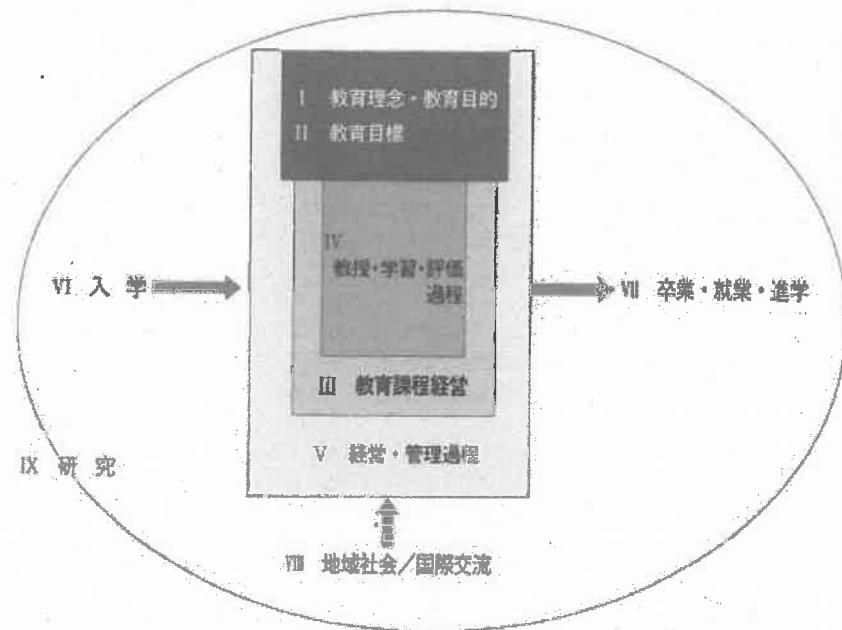


図1.自己点検・自己評価の対象

2. 学生の評価項目の作成（新規）
3. 卒業生の評価項目の作成（新規）
4. 評価方法やその時期について（新規）
分析方法についても検討する。
5. 評価の公表について

資料3

令和4年度卒業生の就業状況及び令和5年度入学試験における受験者の状況について

1 卒業生(令和5年2月20日現在)

第一看護学科（3年課程） 53名（うち男性 7名）

第二看護学科（2年課程） 19名（うち男性 4名）

2 卒業生の進路状況(令和5年2月20日現在)

進路	地域	第一看護学科	第二看護学科	合計	全体に対する割合(%)
就職	過疎地域	21 (3)	6 (1)	27 (4)	37.5
	その他県内	26 (3)	7 (2)	33 (5)	45.8
	県外	1 (0)	5 (1)	6 (1)	8.3
	小計	48 (6)	18 (4)	66 (10)	91.7
進学	助産師課程	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0
	保健師課程	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1.4
	大学への編入学	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0
その他	未定	4 (0)	1 (0)	5 (0)	6.9
合計		53 (7)	19 (4)	72 (11)	-

()は男性のみ再掲

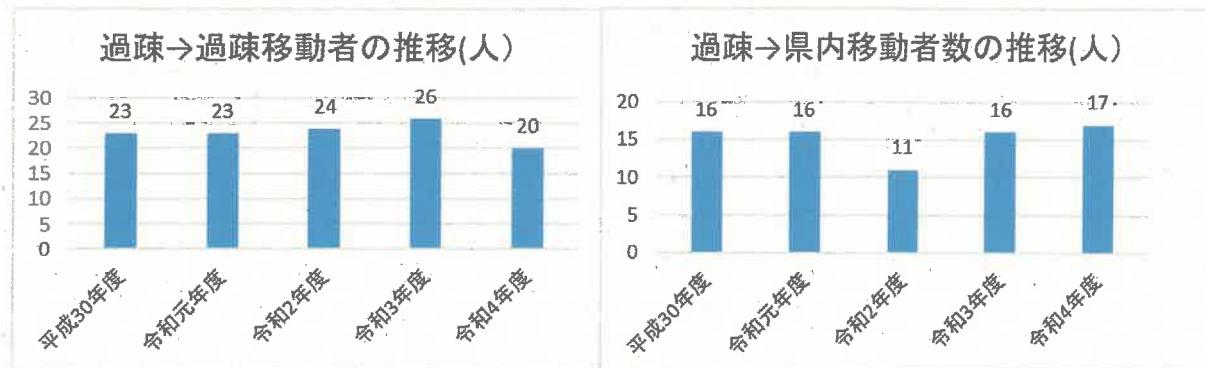
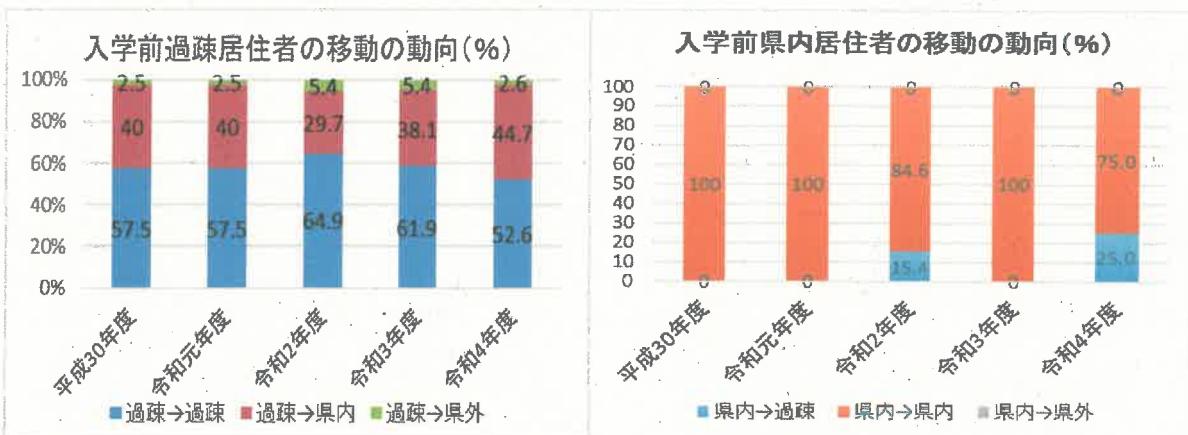
3 地域別就職状況(令和5年2月20日現在)

地域	第一看護学科	第二看護学科	計
広島県	三次市	11 (0)	3 (1)
	庄原市	7 (2)	0 (0)
	安芸高田市	1 (0)	0 (0)
	その他過疎	2 (1)	3 (0)
	その他県内	26 (3)	7 (2)
	小計	47 (6)	13 (3)
広島県外	中国5県	1 (0)	0 (0)
	中国5県以外	0 (0)	5 (1)
	小計	1 (0)	5 (1)
合計		48 (6)	18 (4)
		66 (10)	

()は男性のみ再掲

4 入学前の居住地域と卒業後の就業地域

入学前の 居住地域	卒業後の就業地域	令和4年度			令和3年度			令和2年度		
		第一	第二	計	第一	第二	計	第一	第二	計
過疎地域	過疎地域	20	4	24	26	3	29	24	1	25
	その他の県内	17	2	19	16	2	18	11	1	12
	県外	1	0	1	0	0	0	2	0	2
その他の 県内	過疎地域	2	2	4	0	3	3	3	6	9
	その他の県内	6	5	11	12	3	15	10	5	15
	県外	0	1	1	0	0	0	0	0	0
県外	過疎地域	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	その他の県外内	2	0	2	0	1	1	0	0	0
	県外	0	4	4	1	3	4	2	1	3
合計		48	18	66	55	15	70	52	15	67



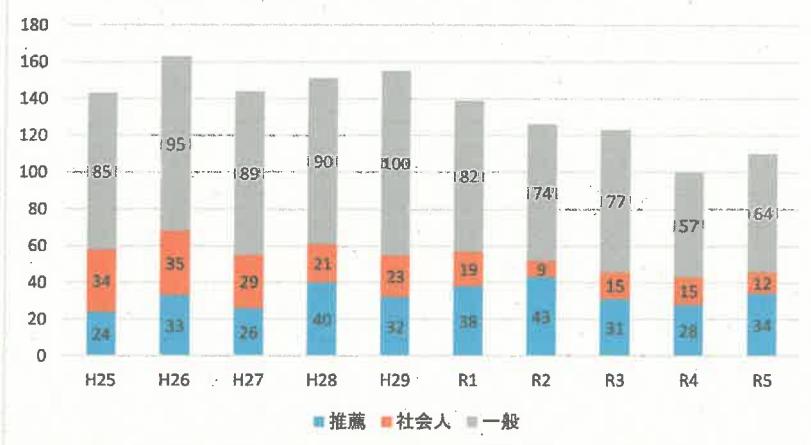
5 令和5年度広島県立三次看護専門学校入学試験 受験者の状況

(1) 第一看護学科

(令和5年1月26日現在)

	推薦	社会人	一般	合計
令和3年度	31	15	77	123
令和4年度	28	15	57	100
令和5年度	34	12	64	110

第一看護学科受験生の推移(10年間)



(2) 第二看護学科

(令和5年1月27日現在)

	推薦	一般	合計
令和3年度	11	17	28
令和4年度	6	7	13
令和5年度	6	6	12

第二看護学科受験者数の推移(10年間)

